

湯本地区公共施設利活用に係る実施方針等検討支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

湯本地区公共施設利活用事業 実施方針等検討支援業務委託

(2) 業務の目的

本町が所有する湯本地区の公共施設のうち「箱根観光物産館」及び「消防湯本分署・消防団第1分団詰所」の跡地利用に関して、土地利用の方向性と可能性の検討を行い、民間事業者の活力導入を前提とした土地の貸付条件等を整理するものである。

本業務で整理する土地の貸付条件については、令和3年度に予定している湯本地区公共施設利活用事業に係る事業者募集要項に反映する予定である。

(3) 業務内容

別添、「湯本地区公共施設利活用事業 実施方針等検討支援業務委託仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和3年3月15日まで

(5) 予算概要

委託料の見積上限額は、3,960,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) その他

湯本地区公共施設利活用のこれまでの検討経過や対象地の利活用に係る基本的な考え方は、「【参考資料】湯本地区公共施設の利活用方針」を参考にしてください。

本プロポーザルは、内閣府の民間資金等活用事業調査費補助金の採択を受けて行う調査業務の受託者を選定するにあたり、事業者の分析力、企画力等を総合的に評価し、最も優れた者を受託候補者として選定することを目的とする。

2 参加資格条件

- (1) 本町の競争入札参加資格者名簿（コンサル：営業種目「都市計画及び地方計画」又は一般委託「調査業務委託」）に登録があること。
- (2) 箱根町指名停止等取扱基準（平成21年4月1日施行）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 箱根町暴力団排除条例（平成23年箱根町条例第12号）に基づく入札等への排除措置を受けていないこと。

- (4) 過去5年以内に本業務に類似した地方公共団体の公的不動産の利活用に係る調査・検討業務を元請として受注した実績があること。

3 選定条件

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

(2) 選定条件

参加申込書を提出した者について、「2 参加資格条件」により、参加資格の有無を審査後、選定した者（以下、「参加者」とする。）に対して、参加資格確認結果を通知する。

4 公募実施要領等の入手方法

公募に係る資料・様式は、本町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口での配布は行わない。

[箱根町ホームページ]

URL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>

※ トップページ 「注目情報」⇒「湯本地区公共施設利活用事業 実施方針等検討支援業務委託に係る公募（プロポーザル）を実施します」⇒「関連ファイル」

5 申込・受付

参加を希望する場合は、「プロポーザル参加申込書（様式1）」と「過去5年以内に地方公共団体の公的不動産の利活用に係る調査・検討業務を元請として受注した実績（様式2）」を1部提出すること。

(1) 提出期限

令和2年4月17日（金）17時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出先

箱根町企画観光部企画課特定政策係

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格条件の確認結果については、令和2年4月22日（水）までに電子メールにて通知後、書面を郵送する。

6 質疑・回答

提案書等の提出に関する質問がある場合は、「質問書（様式3）」を作成のう

え、電子メールにて提出すること。

(1) 受付期間

令和2年4月3日（金）から4月28日（火）17時まで

(2) 提出方法

箱根町企画観光部企画課特定政策係まで電子メールにより提出すること。
なお、メールの表題を「湯本地区公共施設利活用プロポーザル質問（参加者名）」とすること。

(3) 回答

質問に対する回答は、参加者に対し、令和2年5月8日（金）までに電子メールにて行う。

(4) その他

- ① 本プロポーザルに係る参加資格確認結果の通知を受けた参加者以外からの質問は受付しない。
- ② 質問内容は、特定の参加者であると判明できるような表現を避けること。
- ③ 質問に対する回答内容は、本実施要領及び「【別紙1】企画提案書等作成要領」を追加又は修正したものとみなす。

7 提案書の内容及び作成要領

提案にあたっての基本事項、作成内容、及び作成上の留意点については、「【別紙1】企画提案書等作成要領」を参照してください。

8 提案書等の提出方法

(1) 提出書類

- | | |
|----------------|--------|
| ① 表紙（正本） | （様式4） |
| 表紙（副本） | （様式5） |
| ② 会社の概要 | （様式6） |
| ③ 業務実施体制表 | （様式7） |
| ④ 業務担当予定者の経歴等 | （様式8） |
| ⑤ 業務担当予定者の業務実績 | （様式9） |
| ⑥ 企画提案書 | （任意様式） |
| ⑦ 業務計画書 | （任意様式） |
| ⑧ 見積書 | （任意様式） |

(2) 提出部数

正 本 1 部（様式4を表紙とし①～⑦をクリップ止め）
副 本 6 部（様式5を表紙とし①～⑦をクリップ止め）
見積書 1 部（①～⑦に綴じずに、別に提出すること）

(3) 提出期限

令和2年5月20日（水）17時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。）

(5) 提出先

箱根町企画観光部企画課特定政策係

9 審査方法等

庁内に「湯本地区公共施設利活用に係る実施方針等検討支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、「【別紙2】評価基準」に基づき、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）を行い、その合計点で受託候補者を選定する。

(1) 一次審査

① 審査内容

見積額が上限額を超えていないか確認したうえで、評価基準に基づき企画提案書等の内容を評価項目ごとに評価し、評価点の上位4社を二次審査の対象者とする。参加者が4社以下の場合は、一次審査を省略できる。

② 審査結果

令和2年5月26日（火）に、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

① 審査内容

提出された企画提案書等の内容について、プレゼンテーション審査を実施する。

プレゼンテーションは原則として提出された企画提案書に沿った内容とし、追加資料の配布は認めない。また、プレゼンテーションの方法は参加者の任意とし、パソコン等を使用する場合は参加者で用意すること。プロジェクター、スクリーンについては町が用意する。

② 実施日

令和2年6月1日（月）

※時間、場所等の詳細は、参加者に別途通知する。

③ 出席者

3名以内とし、説明は本業務と直接関わる者とする。なお、「業務実施体制表（様式7）」に記載した業務責任者と主担当の参加は必須とする。

④ 所要時間

45分以内

- ・プレゼンテーション並びに企画提案書の説明：25分以内
- ・町からのヒアリング（質疑応答）：15分以内
- ・準備及び撤収：5分

⑤ 審査結果

令和2年6月15日(月)に、箱根町ホームページで受託候補者の名称を公表するとともに、二次審査の参加者に電子メールにて通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 評価点が同点となった場合の取り扱いについて

評価点が同点となった場合は、当該参加者について各委員が順位をつけ、より高い順位を獲得した者を選定する。

10 受託候補者の特例

受託候補者が、「2 参加資格条件」の規定に該当しないこととなった場合は、審査委員会の審査を経て、「9 審査方法等」による審査順位が次順位で、かつ、「2 参加資格条件」の規定に該当する者を新たな受託候補者とすることができる。

11 スケジュール

No.	項 目	期 間 等
1	公募開始(町ホームページ掲載)	令和2年4月3日(金)
2	参加申込書の受付期限	令和2年4月17日(金)17時まで
3	参加資格確認結果の通知	令和2年4月22日(水)
4	質問書の受付期間	令和2年4月3日(金)から 4月28日(火)17時まで
5	質問書に対する回答	令和2年5月8日(金)
6	企画提案書等の提出期限	令和2年5月20日(水)17時まで
7	1次審査結果通知	令和2年5月26日(火)
8	2次審査(プレゼンテーション)	令和2年6月1日(月)
9	審査結果の通知	令和2年6月15日(月)
10	契約の締結	令和2年6月下旬

12 その他

- (1) 本プロポーザルに要した経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 審査委員会の各委員及びその関係者に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為を行った場合や提出書類に虚偽の記載があった場合、その他本実施要領に違反すると認められた場合は失格とする。
- (3) 提出期限以降の参加申込書及び企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 企画提案書その他の提出資料については返却しない。

- (5) 企画提案は、1者につき1案しか行うことができない。
- (6) 審査結果については、箱根町ホームページに公表するものとする。
- (7) 本業務の受託者及び協力会社は、令和3年度に予定している湯本地区公共施設利活用事業に係る事業者募集に応募又は参加することができない。

13 本プロポーザルの担当課（書類等の提出先）

箱根町企画観光部企画課特定政策係

住 所 〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

電 話 0460-85-9560

メールアドレス tokuteiseisaku@town.hakone.kanagawa.jp

以上